

法務省民商第25号  
平成30年2月27日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長  
(公 印 省 略)

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達）の一部を下記のとおり改正し、本年3月12日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、改正前の商業登記等事務取扱手続準則第8条第2項の規定により商号検索用ファイルにローマ字で記録された商号については、本日付け法務省民商第26号当職通達に基づき法人名の振り仮名の登録をし、又は当該商号に係る個人商人の登記記録について改正後最初にされた登記申請の調査をするまでの間は、なお従前の例によることとします。

記

第7条の見出しを「(管理番号)」に改める。

第8条第2項中「(ローマ字その他の符号を用いた商号（以下「ローマ字商号」という。）のローマ字部分については、ローマ字)」を削る。